

第501回企業会計基準委員会

資料番号 日付 審議事項(3)-7 2023年5月16日

プロジェクト

資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱 い

項目

第 158 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 158 回実務対応専門委員会(2023 年 4 月 24 日開催)で議論された事務局の 分析について、聞かれた意見をまとめたものである。

II. 文案について聞かれた意見

実務対応報告公開草案の文案

(実務対応報告の名称)

2. 電子決済手段の発行及び保有以外にも、預託や外貨建電子決済手段の取扱いも定めていること、結論の背景では「発行及び保有等」としていることも踏まえ、実務対応報告の 名称に「等」を加えた方が良いと考える。

(本文)

範囲に関する意見

3. 第2項のただし書きの外国電子決済手段の記載について、コメント募集の記載のように、「第1号電子決済手段、第2号電子決済手段、第3号電子決済手段に該当する外国電子決済手段のうち」というように外国電子決済手段の範囲が限定されることを記載する方が理解しやすいのではないかと考える。

電子決済手段の保有に関する意見

- 4. 第6項について、移転時又は払戻時の会計処理となっているが、帳簿価額と払戻額に差異が発生することは想定されていないため、払戻額の記載は不要ではないか。
- 5. BC10項について、本実務対応報告の前提となる電子決済手段では、帳簿価額と払戻し時に差額が生じることや、発行価額の総額と債務額との間に差額がある場合を想定していないため、この場合の会計処理については、本文ではなく、結論の背景に補足することで足りるのではないか。
- 6. 第6項について、市場での電子決済手段の売却を想定した文章という理解だが、移転とい



- う用語では、財又はサービスの移転時も含まれてしまうため、適切ではないと考える。
- 7. 第8項について、「発行価額総額」表現は、「発行価額の総額」の方が一般的ではないかと思われるため、表現を見直すことをご検討いただきたい。

(結論の背景)

電子決済手段の性格に関する意見

- 8. BC10項の柱書で、「本実務対応報告の対象となる電子決済手段は」と限定しているため、 同項の(3)及び(5)で、「本実務対応報告の」という記載を改めて行うことは不要と考える。
- 9. BC18項では、通貨に類似している性格という説明をしているが、BC19以降では、現金という用語に置き換わっている。同様に、要求払預金いう用語が途中から預金という用語に置き換わっている。それぞれの用語について、関係性が分かるように記載を見直す必要があると考える。

電子決済手段の発行に関する意見

10. BC40項について、電子決済手段は送金・決済手段であって金融投資に該当しないことから、発行価格と券面額に差額がある場合、当該差額が金利調整と認められるようなものではないため、償却原価法ではなく当該差額を当期の損益として処理するという記載を行うことも考えられる。

適用時期に関する意見

11. BC52項について、現状の記載では、原則的な取扱いしかとれないように読める。企業会計 基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」において は、遡及適用が実務上不可能な場合など、原則的な取扱いができない場合についても定 めており、経過措置を定めないというような記載に修正することをご検討いただきたい。

コメントの募集及び公開草案の概要の文案

範囲に関する意見

12. (提案内容)の(2)の外国電子決済手段の記載を本文と整合させる必要があると考える。

連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針の文案

審議事項(3)-7



適用に関する意見

13. 事務局の文案では公表日から適用する記載となっているが、実務対応報告の適用に合わせて適用するという記載にする方が良いと考える。

以上